

番号	1、(1)
項目	<p>1、施設整備について</p> <p>(1) これまでお願いしていたように、特別養護老人ホームの整備等にあたっては、人員確保とのバランスの中で進めて頂きたい。又、ユニットのみを整備するのではなく、従来型を含めた柔軟な整備をお願いしたい。さらには、市内の特定の区に施設が偏らないように適正配置をお願いする。</p>
<p>特別養護老人ホームの整備については、「第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね 1 年以内に入所が可能となるよう、平成 29 年度末までの整備目標を 13,600 人分と定めて、整備をすすめています。</p> <p>特別養護老人ホームの居室形態については、国は平成 37 年度までに個室ユニット型の比率を 70%以上とすることを目標としておりますが、本市においては平成 27 年度から地域密着型特別養護老人ホームにおいては、プライバシーに配慮した多床室での整備を可能としています。</p> <p>本市における個室ユニット型の比率は、平成 28 年 7 月 1 日現在約 24.7% (2,909 床 / 11,787 床) となっておりますが、平成 28 年 4 月に実施した本市域で施設を運営する全ての法人に対するアンケート調査結果では、約 6 割の法人から個室ユニット型の比率が 50%以上必要であるとの回答を得ています。</p> <p>そのため、今年度の公募においても広域型特別養護老人ホームについては個室ユニット型で整備を行うこととしています。</p> <p>今後、現在実施している高齢者実態調査等により、利用者のニーズ等を把握して、第 7 期計画の策定において、今後の特別養護老人ホームの整備方針を検討してまいります。</p> <p>また、特別養護老人ホームの整備にあたっては、計画地の区の整備状況を公募選定の評価項目に加え、施設の少ない区に整備を誘導できるよう、適正配置に努めています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6504

番号	1、(2)
項目	<p>1、施設整備について</p> <p>(2) 施設整備にあたっては、社会貢献・地域貢献、そしてこれまでの実績を優先して頂きたい。</p>
<p>特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備にあたっては、整備事業者の公募選定の評価項目の「法人の運営理念」などで法人の社会貢献・地域貢献を評価できるようにしているとともに、法人の活動実績についても評価項目に「市内での活動実績」や「事業実績」などを加えて、実績を評価できる仕組みを設けております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6504</p>

番号	2、(1)
項目	2、人材確保について (1) 人材確保の方策については、定期的な検討の場を設けていただきたい。
<p>今後、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、多様化する福祉ニーズに対応するため福祉に携わる人材の養成・確保に向けた取り組みは重要であると考えており、施設に従事する方たちの定着に向けた支援について様々な取り組みを行ってきました。</p> <p>本市では、「福祉の人材養成に関わる機関・団体等が相集い、共同して、全市を見据えた体系的な福祉人材事業が効果的・効率的に展開できるしくみを構築し、福祉人材の生涯にわたるステップを支援する」ことを目的に「大阪市福祉人材養成連絡協議会」を設置しています。</p> <p>同協議会では、市社会事業施設協議会、福祉専門職団体など福祉人材に関わりの深い関係機関が会員となり構成しており、人材養成事業が効果・効率的に展開できる仕組みの構築や、研修プログラム等の開発、情報の収集・発信等を行っています。</p> <p>また、新たな人材の確保の取り組みとして、平成 27 年度から「潜在的有資格者復職支援研修」として、潜在的有資格者の再就職に向けた取り組みも行っているところです。</p> <p>人材確保の取り組みについては様々な視点から進めていく必要があると考えており、今年 5 月と 8 月に、大阪市老人福祉施設連盟の方々との意見交換の場を設けさせていただいたところです。</p> <p>今後も、ご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7945

番号	2、(2)
項目	2、人材確保について (2) 福祉・介護業務に対するイメージアップに取り組んで頂きたい。
<p>今後、さらに深刻化する福祉人材不足に対しては、多様な人材層に対し、福祉への理解促進とイメージアップを推進し、参入の促進を図ることが重要であると考えています。</p> <p>本市では、福祉のイメージアップを図ることを目的に、「小中学生地域福祉学習事業」を実施し、小中学生を対象としたリーフレットDVDの作成や、中学2年生を対象とした福祉読本を作成し、教育委員会と連携した取り組みを行ってまいりました。</p> <p>また、研修・情報センターにおいても市民向けのセミナーや実習講座などを行ってきたところです。</p> <p>今後も、短期・中期・長期的な視点からの取り組みを進める必要があると考えていますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7945

番号	3、(1)
項目	<p>3、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>地域包括支援センター・ブランチについては、業務量が増大し、相談内容が多岐に亘っており、下記のことについて検討をお願いしたい。</p> <p>(1) 事務量の増加や区地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービスの運営推進会議等の会議出席や業務量が増大しており、人員の増員を含めた見直しをお願いしたい。</p>
<p>業務量の増大による近年の地域包括支援センターの繁忙状況については、本市も認識しているところであり、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）においても、地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要であるとした上で、高齢化の進展に十分対応できる適切な人員体制の確保や、大阪市の実情を踏まえた機能強化型の設置や後方支援を行う基幹的な役割の位置づけなど、地域包括支援センター間の役割分担・連携強化のあり方について検討を行うとしています。</p> <p>今後、これらの計画に基づき、地域包括支援センターの人員体制の確保や機能強化について、適切に検討を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027

番号	3、(2)
項目	<p>3、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>地域包括支援センター・ブランチについては、業務量が増大し、相談内容が多岐に亘っており、下記のことについて検討をお願いしたい。</p> <p>(2) 相談内容が複雑多岐に亘っていることから、現在の区役所の高齢者担当のみならず生活保護担当、精神担当の保健師、子ども担当等が連携をとり、行政と一体的に対応できる仕組みとして頂きたい。</p>
<p>区役所では、各区地域包括支援センター運営協議会の開催を通じ、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の活動の充実及び適正な運営を支援するとともに、各区における地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センター及び各区地域包括支援センター運営協議会に参加する関係機関と協働して取り組んでいます。</p> <p>また、区役所の職員に対して包括的支援事業や地域ケア会議に関する研修を実施するなど、各職員が地域包括支援センターの業務を理解し、各担当が連携して業務を行うことができるよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと行政が一体となって業務を進めていくことができるよう、区役所の各担当の連携強化・体制強化に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027

番号	3、(3)
項目	<p>3、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>地域包括支援センター・ブランチについては、業務量が増大し、相談内容が多岐に亘っており、下記のことについて検討をお願いしたい。</p> <p>(3) 専門職の人材確保が難しく、又主任ケアマネージャーの更新制度が強化されるため、ともに人材確保の方策について検討して頂きたい。</p>
<p>近年、医療職及び介護福祉職の不足が社会的な問題となっている状況の中、地域包括支援センター及びブランチにおかれては、それら専門職の確保及び資質の向上に努めていただいているところです。</p> <p>本市といたしましても、地域包括ケアシステムの構築において、地域包括支援センター及びブランチの職員の確保及び資質の向上は重要な課題であると考えているところであり、今後も引き続き、地域福祉課と連携し、多様な人材の参入促進や職員の資質の向上、定着率の上昇などの人材確保の方策について検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027

番号	3、(4)
項目	<p>3、地域包括支援センター・ブランチについて 地域包括支援センター・ブランチについては、業務量が増大し、相談内容が多岐に亘っており、下記のことについて検討をお願いしたい。</p> <p>(4) 虐待ケースが増加しており、その対応策としてシェルター整備の検討、緊急保護期間の延長、受入施設の拡大に向けた周知・啓発の強化をお願いしたい。</p>
<p>虐待を受けた高齢者の分離保護については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」において、老人福祉法に基づく「やむを得ない措置」を適切に講じることにより行うこととされています。</p> <p>しかしながら、休日や夜間に緊急に保護が必要となった場合等においては、法に基づく保護等を行うことが困難であることから、必要な措置を講じるまでの緊急かつ一時的な対応として「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」による保護を行っているところです。</p> <p>「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」においては、虐待等を理由に保護することが必要な高齢者の緊急保護を行うために常時5床を確保し、利用期間を原則2週間と定めて実施していますが、高齢者の安定した生活を確保する観点から、必要最小限の期間とすべきであると考えています。</p> <p>なお、やむを得ない措置については、受け入れた施設において定員超過減算の対象とならない点（平成12年老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を説明するなどして、引き続き、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適正な保護に向け、受入施設の確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-8086

番号	3、(5)
項目	<p>3、地域包括支援センター・ブランチについて 地域包括支援センター・ブランチについては、業務量が増大し、相談内容が多岐に亘っており、下記のことについて検討をお願いしたい。</p> <p>(5) 地域包括支援センター・ブランチから見えてきた地域課題について、区及び市政全般に反映される仕組みの構築について進めて頂きたい。</p>
<p>地域ケア会議が新たに介護保険法で制度的に位置づけられ、これまでの個別事例を検討し自立支援に資するケアマネジメント支援を行う役割に加え、個別ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげていくこととされました。</p> <p>本市においても、平成 27 年度に各区及び市レベルの地域ケア推進会議を設置するなど、本市版の地域ケア会議の仕組みを構築したところであり、今後、地域ケア推進会議の開催を通じて、地域課題の解決に向けた取組みを推進することとしています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027

番号	4、(1)
項目	<p>4、認知症対策について</p> <p>(1) 特に若年性認知症の支援の場合、就労・居場所・医療・家族支援等々総合的な支援の仕組みが必要であり、一定、窓口の明確化や認知症地域支援推進員を各区に配置していただいたところであるが、今後更なる支援体制の強化をお願いしたい。</p>
<p>本市では、「認知症になっても安心して暮らせるまち」をめざした施策を充実するため、認知症の早期発見・早期診断・早期対応の仕組みづくりとして、医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の方やその家族を訪問し、認知症初期の適切な支援を行う事業を実施しています。</p> <p>本事業のモデル事業として平成 26 年度に東淀川区で実施した実績や、平成 27 年度に実施した 3 区での実績において、若年性認知症の方への支援は、支援の内容が多岐にわたり、短期間では完結しないことから、認知症初期集中支援チームの体制を強化し、長期的・継続的な支援に取り組む必要性が明らかになりました。</p> <p>そこで、平成 28 年度から各区 1 か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方への長期的・継続的な支援に取り組むとともに、若年性認知症の対応力向上のための研修や他の地域包括支援センターへの支援などを実施することとしたところです。</p> <p>今後は、認知症地域支援推進員ほか若年性認知症の支援を担う人材の育成に取り組むなど、若年性認知症の方への支援力の向上を図ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027

番号	4、(2)
項目	<p>4、認知症対策について</p> <p>(2) 認知症介護実践者研修について、受講者数を増加して頂いたところであるが、更に増加をお願いしたい。</p>
<p>本市では、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的として、認知症介護実践者研修事業を実施しています。</p> <p>認知症介護実践者研修の受講者数については、国も新オレンジプランで増加の目標を掲げているところであり、本市においても今年度の受講定員を増やしたところです。</p> <p>今後とも、委託先事業者との調整を図り、認知症介護実践者研修事業の充実に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027</p>

番号	5、(1)		
項目	<p>5、指導・監査について</p> <p>(1) 指導・監査については、なるべく提出書類を減らし、指摘事項ばかりでなく、評価すべきところは評価する様な職員のモチベーションを上げる様な指導・監査のあり方についても検討して頂きたい。</p>		
<p>指導・監査については、適正な制度運用を確保する観点から極めて重要であり、厚生労働省が定めた要綱・指導マニュアル等に基づいて行っております。</p> <p>そのため、整備しておかなければならないと規定されている書類を現地にて確認することはもとより、効率的な監査実施のために必要な各種書類の提出をお願いしているところです。今後とも、要点を押さえた指導監査を実施してまいります。</p> <p>また、法令や要綱等で定められた確認事項が多岐にわたることから、指摘事項のみに終始しがちではありますが、評価すべき点については積極的に評価してまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解ご協力をお願いいたします。</p>			
担当	福祉局 総務部 総務課 (法人監理)	電話：06-6241-6540	
	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-8020	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6318	

番号	6、(1)
項目	<p>6、大規模災害について</p> <p>(1) これまで貴市とともに大規模災害マニュアルを策定し、緊急入所施設や福祉避難所の指定を行ってきたが、昨今は取組みが進められておらず、今後様々な災害に対して積極的な取組み並びに支援をいただきたい。</p>
<p>大阪市においては、平成 23 年 7 月 29 日に貴連盟と「大阪市における災害時福祉避難所等として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書」を締結し、各区役所と各加盟施設との間で福祉避難所等として使用することに関する協定の締結を進めております。平成 28 年 4 月 1 日現在では、貴連盟及び加盟施設のご理解・ご協力のもと、介護・高齢福祉施設についての協定締結数は 284 箇所となっております。</p> <p>また、本市では、これら福祉避難所等の具体的な実効性を確保していくため、受入人員算定の実施や地域と共同した防災訓練の実施を進めていくこととしており、平成 27 年度より「自主防災組織力向上アドバイザー」を 15 名採用し、区役所と連携して、これらの取組み支援に努めております。</p> <p>今後とも、福祉避難所等の具体的な運営等に関し、引続き検討してまいります。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808</p>

番号	6、(2)
項目	6、大規模災害について (2) 大規模災害に対する備蓄物品の支援についてお願いしたい。
<p>大阪市においては、社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所等として使用することに関する協定の締結を進めております。</p> <p>福祉避難所等の設置にかかる必要物資の調達については、災害時に区役所に設置される区災害対策本部が調達・確保を行うこととしており、本市と社団法人日本福祉用具供給協会において、本市域で地震等により大規模災害が発生した場合における物資(福祉用具)の供給等の協力に関して協定を締結するなど、福祉避難所等において必要な物資の確保に努めることとしております。</p> <p>しかしながら、行政機能の回復や物資の調達に時間がかかる場合を想定して、施設におきましても最低限の物資の備蓄にご協力をお願いしているところです。</p> <p>また、今後におきましても、地域や施設及び施設関係団体等と連携を図り、災害時における円滑な福祉避難所等の運営に資するよう努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	7、(1)
項目	<p>7、国への要望について</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算等の要件緩和について</p> <p><u>介護職員に限定せず他職種にも適用されるよう働きかけをお願いしたい。</u>又、介護保険事業所以外についても何らかの同じような補助金の新設についてもお願いしたい。</p>
<p>介護職員処遇改善加算等の要件緩和に関し、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であることから、国の掲げる「安心につながる社会保障」に向けて、適切な介護報酬の設定など必要な対策を講ずべきことについて、平成28年7月に指定都市共同提案として要望しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059</p>

番号	7、(1)	
項目	<p>7、国への要望について</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算等の要件緩和について</p> <p>介護職員に限定せず他職種にも適用されるよう働きかけをお願いしたい。又、<u>介護保険事業所以外についても何らかの同じような補助金の新設についてもお願いしたい。</u></p>	
<p>軽費老人ホームへの補助金については、消費税増税に伴い生活費の単価改定を行うなど介護保険事業所以外の施設についても、施設職員の処遇向上に向け補助金等の確保等に努めてまいりました。今後、国の動向を注視するとともに養護老人ホームなどの介護保険事業所以外の施設職員の処遇向上に向け、様々な機会を通じ国への要望を行ってまいりたいと考えております。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-8020

番号	7、(2)
項目	<p>7、国への要望について (2) 介護報酬の引き上げについて 介護報酬の引き上げについての働きかけをお願いしたい。</p>
<p>介護報酬の引き上げについては、介護保険制度が円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、介護報酬の改定等を行うべきことについて、平成 28 年 7 月に指定都市共同提案として要望しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059</p>

番号	7、(3)
項目	<p>7、国への要望について (3) 福祉・介護のイメージアップについて 福祉・介護が魅力ある職業であり、社会的評価が向上されるよう国が強力なリーダーシップを発揮してくれるよう働きかけをしてほしい。</p>
<p>国においては、平成 26 年 6 月には「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇に関する法律」が公布・試行され、社会福祉従事者が安心して働き続けることが出来るよう、賃金をはじめとした処遇の改善や、また、人材不足が深刻化するなか、参入の促進のための取り組みを進めているところです。</p> <p>また、国へも介護職員の給与や福利厚生、勤務条件など魅力ある職場となるよう労働条件の改善に向け要望も行っています。</p> <p>今後も、引き続き国の動向を注視し、他都市とも連携しながら国への要望も行っていきたいと考えています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7945

番号	7、(4)
項目	<p>7、国への要望について (4) 介護福祉士実務者研修のあり方について 人員不足の現状の中で介護福祉士の受験資格について、6ヶ月での研修は無理がある。見直しを働きかけてほしい。</p>
<p>介護福祉士の資格取得方法が見直され、「実務経験ルート」における、介護福祉士国家試験の受験資格要件については、これまでの3年の実務経験に加え、6か月の実務研修の終了が義務付けされたところです。</p> <p>これは、介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上、更には、その社会的評価の向上を図る観点から、法改正が行われたものであるとされています。</p> <p>また、研修・情報センターでは、今年度から介護職員実務者研修通信課程のスクリーニングを平日コースと土日コースを実施する予定としています。</p> <p>今後も、皆様のご意見を聞きながら、少しでも受講しやすい研修が実施できるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7945